

平成29年7月12日

音楽教育を守る会  
代表 三木 渡 殿

文化庁長官官房著作権課

「要望及び質問書」に対する回答について

2017年7月4日付けで提出のあった「要望及び質問書」について、下記のとおり回答します。

記

1) について

「届出」は、一定の事柄を公の機関に知らせることであって、申請のように行政庁に何らかの行為を求めるものとは基本的に性質を異にするものであり、使用料規程の届出については、記載すべき事項や添付すべき書面が整っているかどうかといった形式上の要件に適合していれば法定手続上の「届出」の義務は履行されることとなるものと承知しています。その上で、届け出られた使用料規程については、著作権等管理事業法において、利用者代表と指定著作権等管理事業者の協議や文化庁長官による裁定に関する手続等が定められています。

文化庁としては、使用料規程については、意見聴取を踏まえ利用者と合意した内容を反映したものが届け出られることが望ましいと考えていますが、同法第13条第2項においては、著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならないとされているのみであり、利用者の合意を得ることについては規定されていません。

演奏権の解釈については、債務不存在確認訴訟が提起されており、文化庁としては、係争中の案件については、お答えを控えさせていただきます。

## 2) について

JASRAC（「一般社団法人日本音楽著作権協会」のことをいう。以下同じ。）が文化庁に提出した疎明資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文化庁に対して資料の開示請求をするようお願いいたします。

## 3) について

著作権等管理事業法第 23 条第 2 項において、指定著作権等管理事業者は、当該利用区分に係る利用者代表から使用料規程に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない、とされています。

また、同条第 4 項において、文化庁長官は、利用者代表が協議を求めたにもかかわらず指定著作権等管理事業者が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であって、当該利用者代表から申立てがあったときは、当該指定著作権等管理事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる、とされています。

さらに、同法第 24 条第 1 項において、同法第 23 条第 4 項の規定による命令があった場合において、協議が成立しないときは、その当事者は当該使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができる、とされています。

文化庁は、JASRAC が届け出た、音楽教室における演奏等の区分について、平成 29 年 6 月 16 日付で JASRAC を指定著作権等管理事業者として指定しましたので、利用者代表は、同法の規定に基づき、協議を求めること等ができることとなります。

なお、同法第 24 条第 3 項において、指定著作権等管理事業者は、使用料規程実施前に、裁定の申請が行われ、その旨の通知を受けた場合には、当該裁定がある日までは当該使用料規程を実施してはならないとされています。

## 4) について

著作権等管理事業法施行規則第 22 条において、利用者代表は、文化庁長官に対し著作権等管理事業法第 23 条第 4 項の申立てを行う際には、同条に規定する申立書を提出しなければならない、とされています。申立書には、「名称又は氏名及び住所」、「団体の場合にあつては代表者の氏名」、「協議の相手方である指定著作権等管理事業者の名称」、「協議を求める事項」、「申立てに至った経緯」を記載することとされています。

また、その際には同施行規則第 16 条第 2 項において、自らが利用者代表であることを疎明する書類を添付しなければならないこととされています。

疎明資料として提出する資料の内容については、個別に相談をさせていただきたいと思っております。

## 5) について

著作権等管理事業法第 14 条第 3 項は、利用者代表からの協議を求めた旨の通知により、文化庁長官は、使用料規程の実施禁止期間を使用料規程の届出を受理した日から起算して 6 か月を超えない範囲内において、使用料規程の実施禁止期間を延長することができる、と規定しています。

本件につきましては、届出を受理した日は平成 29 年 6 月 7 日であり、6 か月後は平成 29 年 12 月となりますが、届け出られた使用料規程においては、実施日が平成 30 年 1 月 1 日とされているため、使用料規程の実施禁止期間を届出日から 6 か月延長する意味はなく、同通知による実質的な法的効果はないものと考えます。

#### 6) について

著作権等管理事業法第 24 条第 1 項において、同法第 23 条第 4 項の規定による命令があった場合において、協議が成立しないときは、その当事者は当該使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができる、とされています。

同条第 2 項において、文化庁長官は、同条第 1 項の申請があったときは、その旨を他の当事者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない、とされています。

また、同条第 4 項において、文化庁長官は指定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならないとされ、同条第 5 項において、文化庁長官は裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない、とされています。

文化庁長官が、どのような裁定を行うかについては、当事者からの裁定の申請を踏まえ、法律の規定に基づくプロセスを経て、判断をすることになると考えています。

#### 7) について

文化庁としては、今回届け出られた使用料規程については、法律の規定に従って、対応させていただきます。

#### 8) について

歌謡教室における演奏については、JASRAC は現在、使用料規程の第 1 節の 4. 「カラオケ施設における演奏等」の規定に基づき、利用者から使用料を徴収しているものと承知しています。また、著作権等管理事業法第 13 条第 4 項において、著作権等管理事業者は使用料規程に定める額を超える額を使用料として請求してはならないとされ、使用料規定に定める額は上限である旨が規定されていますが、「運用基準」を定め、使用料規程に定める使用料より低い使用料を規定しているものと承知しています。

他方、カラオケ設備のない施設における、ボーカルスクール等の歌謡教室での演奏については、JASRAC は現在、使用料規程の第 17 節「その他」の規定に基づき、「運用基準」を定め、使用料を徴収しているものと承知しています。

歌謡教室における演奏については、徴収の開始にあたって、使用料規程を変更していないことから、文化庁に対して使用料規程の届出は行われておらず、著作権等管理事業法施行規則第 14 条の規定に基づく、利用者等から意見を聴取するように努めたことを疎明する書面の提出は行われていません。

以上